

令和7年度奈良県食の安全・安心行動計画

奈 良 県

目 次

第1章 食の安全・安心確保に関する奈良県の方針	1
第2章 食の安全・安心確保に関する奈良県の取り組み	2
第1節 消費者への食品安全・安心確保のための推進	2
1 消費者との相互理解と意見の反映	2
2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進	3
3 食品の安全・安心に関する教育活動	5
4 食品表示適正化の推進	6
5 県産食品の信頼性の確保	7
第2節 生産から流通・消費における食品の安全確保の推進	10
1 生産段階における指導・監視の強化	10
2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化	14
3 流通段階における監視・指導の強化	15
4 試験検査体制の充実	16
5 食品の安全に係る調査の実施	16
6 自主管理体制の推進及び支援	19
7 食品の安全に係る関係機関との連携強化	20
第3節 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実	21
1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置	21
2 行政対応窓口の一元化	22
3 危機管理体制の充実	22

第1章 食の安全・安心確保に関する奈良県の方針

近年多種多様な食品に起因する事件の続発により食品の安全性に対する県民の信頼は大きく揺らいでいます。そこで、より一層食品の安全・安心確保を図るため、「県民への安全・安心な食品の提供」を目的として「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」を策定しました。

この基本方針のもとに県は、生産者、製造・加工、流通・販売等食品等事業者及び消費者と相互に連携し、県民の安全で安心できる食生活の実現と健康の保護に向けて積極的に取り組んでまいります。

なら食の安全・安心確保の推進基本方針

【基本的な考え方】

食品の安全・安心確保対策は、県民が健康で安全・安心な生活を営むためには、欠くことのできない重要な施策であり、生産、製造・加工、流通・販売、消費のすべての段階において予防原則にたった総合的な対策を推進する必要があります。食品を通じた安全・安心な社会づくりを実現するためには、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者、消費者ならびに県がそれぞれの役割を十分に認識し、相互の理解と協力のもと、その役割を果たすことが重要です。

基本方針1：消費者への食品安全・安心の確保

- 1 消費者との相互理解と意見の反映
- 2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進
- 3 食品の安全・安心に関する教育活動
- 4 食品表示適正化の推進
- 5 県産食品の信頼性の確保

基本方針2：生産から流通・消費における食品の安全確保

- 1 生産段階における指導・監視の強化
- 2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化
- 3 流通段階における監視・指導の強化
- 4 試験検査体制の充実
- 5 食品の安全に係る調査の実施
- 6 自主管理体制の推進及び支援
- 7 食品の安全に係る関係機関との連携強化

基本方針3：新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

- 1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置
- 2 行政対応窓口の一元化
- 3 危機管理体制の充実

第2章 食の安全・安心確保に関する奈良県の取り組み

生産・製造・加工・流通・販売、消費の各段階における関係者が一体となって安全で安心できる食生活の実現と健康の保護を図ることを目的として策定した「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づき、実施する事業を、基本方針ごとに紹介します。

第1節 消費者への食品安全・安心確保のための推進

1 消費者との相互理解と意見の反映

【基本方針】

消費者及び生産者や製造・加工・流通・販売等の食品等事業者とリスクに関する情報・意見を交換する仕組みを設け、相互理解を深めるとともに、消費者の意見を施策に反映できるよう努めます。

消費者等との意見交換促進

生産・加工・流通等食品に関わる各段階の事業者や消費者の代表及び学識経験者等で奈良県食品安全・安心懇話会等を開催し、意見交換を行っています。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
奈良県食品安全・安心懇話会の開催	2回	2回	2回	薬務・衛生課
意見交換会等の開催	1～2回	1回	1～2回	

2 食品の安全に関する情報提供・公開の推進

【基本方針】

消費者が安全で安心できる食品を選択するため、自らが食品に関する全般的な知識・判断基準を持てるようになることが必要です。このことから、科学的な情報収集・蓄積を図るとともに、保有する情報についてもホームページ・広報誌等により県民が利用しやすい情報として提供・公開します。

また、生産者、食品等事業者による食品の安全・安心に関する情報の自主的な公開を促進します。

安全安心に関する情報提供

ホームページの整備・充実を行い、安全安心に関する各種情報の迅速な提供を行います。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
ホームページアクセス数	8,000 件	31,039 件	8,000 件	薬務・衛生課

未承認医薬品の危害防止

健康食品を選ぶ際やインターネットによる個人輸入の際の留意事項などをホームページへ掲載し、また健康展での展示などにより県民への情報提供を行っています。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
健康展入場者数	300 人	700 人	500 人	薬務・衛生課

畜産物の普及推進

奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を、イベントなどへの参加を通して県民へ広くPRします。また県内畜産ブランドについて、生産、流通、販売に関する情報を一元管理し、ホームページ等による情報発信を行っています。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
大和畜産ブランドの情報発信 (HP アクセス数)	8,000 件	12,944 件	8,000 件	畜産課

食育の推進

本県では、「食」を通して健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを基本理念に、「奈良県食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んでいます。第4期奈良県食育推進計画では4つの目指す姿を掲げ、県民、関係機関・団体、市町村、関係部局と連携・協働しながら総合的かつ計画的に推進します。

本県では食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足など、食に関する健康問題は依然として多く残っています。県民一人ひとりが生涯を通じて望ましい食習慣を実践するため、栄養バランスに配慮した食事、減塩や野菜の摂取量増加等、健康的な食生活の知識や技術の習得につながるよう取組を進めます。

《第4期奈良県食育推進計画における目指す姿》

- 県民が健康的な食習慣を習得し、実践できる
- 子どもが「食」と「健康」に関心をもち、健康的な食生活を実践できる
- 県民が県産農畜水産物に関心をもち、消費拡大が進む
- 県民が「食」や「食の安全」に関する知識と理解を深め、自らの食生活を適切に判断、選択できる

《減塩対策・野菜摂取推進の具体的な取組》

- ① スーパーマーケット等における中食の減塩、野菜摂取の増量対策「やさしおベジ増しプロジェクト」の実施
- ② 県民一人ひとりの健康的な食習慣の実践をめざし、「私（我が家）のやさしおベジ増し宣言」を募集



《食育に関する重点健康指標》

指標	最新値	目標 (R11)	備考
食塩摂取量 (g/日)	男性：10.6g (H28) 女性：9.2g (H28)	男女とも7g以下/日	健康推進課
野菜摂取量 (g/日)	男性：279g (H28) 女性：263g (H28)	男女とも350g以上/日	健康推進課
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合	44.6% (R6)	50%	健康推進課



奈良県食育推進ロゴマーク

食育の普及啓発を進めるため、奈良県の食育のシンボルとする奈良県食育推進ロゴマークを作成し、積極的に活用することにより、奈良県の食育の推進を図ります。

3 食品の安全・安心に関する教育活動

【基本方針】

消費者が自ら安全・安心な食品を選択し、安全に消費するのに必要な知識を得られるよう、消費者教育の充実を進め、普及啓発を図ります。

特に、学校教育等を通して、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を身につけるための食育の充実を図り、食品の安全性に関する知識や消費者教育などを推進します。

栄養教諭を中核とした食育の推進

栄養教諭等が中心となって、学校の内外において家庭や地域と連携を図りながら、食育推進を図ります。

○食に関する授業・地場産物を活用した献立の実施



○消費者教育における関係機関との連携



取組目標		R6 年度実績	R7 年度目標	備考
食育の日の取組	小学校	88.0%	増加	体育健康課 「食育推進状況調査より」
	中学校	82.0%	増加	
	高等学校	11.0%	増加	
	特別支援学校	100.0%	維持	
く 全体計画に基づき指導	小学校	99.0%	増加	
	中学校	99.0%	増加	
	高等学校	100.0%	維持	
	特別支援学校	100.0%	維持	

学校における食育推進研修会の開催

学校教育において、食育の重要性や食に関する選択力の育成につなげる指導を実施するために、指導者（教職員等）の資質向上を目的に研修会を開催します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
研修会開催回数	4 回	4 回	4 回	体育健康課

4 食品表示適正化の推進

【基本方針】

「食品表示法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等食品表示関連法に基づく表示の適正化について食品等事業者を啓発します。

また、食品表示サポーター制度を設け、消費者が安心して選択できる食品表示の推進を図ります。

食品表示の適正化

①景品表示法

不当な景品類や不当表示の防止のための啓発・取締りを行います。

②食品衛生監視指導

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施します。特に、夏期・年末一斉取締りにおいては、食品表示法など食品表示関連法に基づく監視指導を実施し、適正表示の推進を図ります。

③食品表示サポーター及び「食品表示 110 番」の設置

県民から食品表示サポーターを募集し、食品表示法を中心に食品表示の適正化の推進を図ります。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
食品表示に関する景品表示法にかかる調査	随時調査	随時調査	随時調査	県民くらし課
食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	8,280 回	3,096 回	6,716 回	薬務・衛生課
食品表示サポーター登録者数	100 名	38 名	100 名	
食品表示サポーターからの通報に基づく特別調査	2 回/年	0 回/年	2 回/年	

5 県産食品の信頼性の確保

【基本方針】

消費者と生産者等が相互に理解を深め「顔の見える関係」を築くため、生産者等が実施するイベント活動等への支援を行い、地産地消運動の推進を図ります。

大和野菜の振興対策

「大和野菜」の産地育成と流通体制の確立に取り組むとともに、消費者に情報提供を行い県産野菜の消費拡大を図っています。



	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
大和野菜 PR リーフレット配布枚数	4,000 部	700 部	1,000 部	農業水産振興課

環境負荷低減事業活動の推進

土づくりと、化学肥料・化学農薬の使用量の低減により環境負荷の少ない農業を推進するとともに、それに取り組む生産者の実施計画を認定しています。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
環境負荷低減事業 活動実施計画新規 認定数	6 名	30 名	6 名	農業水産振興課

県内畜産物の普及推進

奈良県産畜産物の新鮮さや安全性を広くPRし、奈良県産畜産物の普及及び消費拡大を図ります。また、大和肉鶏や大和牛などの畜産ブランドの流通推進事業を支援しています。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
イベントへの参加による 大和畜産ブランドのPR	3回	3回	3回	畜産課



地産地消の推進

県と協定を締結した農産物直売所における残留農薬モニタリング調査を実施し、消費者に安全安心をアピールすることにより、直売所の活性化を図ります。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
残留農薬モニタリング調査件数	42 検体	41 検体	40 検体	豊かな食と農の振興課

第2節 生産から流通・消費における食品の安全確保の推進

1 生産段階における指導・監視の強化

【基本方針】

1 農産物について

農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産履歴の情報開示を推進します。

2 畜産物について

飼料及び動物用医薬品の使用にあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、医薬品医療機器等法、動物用医薬品の使用に関する省令の定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての信頼確保を推進します。

消費者の安全・安心の確保及び信頼される手段として、生産情報が開示できる仕組みの推進を行い、食品としての信頼確保を推進します。

3 養殖生産物（食用に供するものに限る）について

水産用医薬品の使用にあたっては、医薬品医療機器等法等に定める適正使用指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

4 特用林産物（食用に供するものに限る）について

農薬の使用にあたっては、農薬取締法に定める適正使用を推進するため、啓発並びに指導・監視を行い、食品としての安全確保を推進します。

農薬の適正使用の推進

農薬の適正使用を農業者、農薬販売店等の農薬取扱者へ指導するとともに、消費者に対しては農薬への理解の促進を進めます。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
講習会開催数	1 回	1 回	1 回	農業水産振興課
リーフレット・パンフレット配布数	1,000 枚	1,000 枚	1,000 枚	

環境保全型農業の技術普及

環境負荷の低い生産技術普及のため、県内産地で技術実証圃を設置し、新技術実証を行います。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
技術実証圃設置数	4 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所	農業水産振興課

養殖生産物の安全性の確保

水産用医薬品などの養殖資機材の使用状況を調査し、水産用医薬品の適正使用の巡回指導を行います。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
巡回指導者数	10 経営体	5 経営体	10経営体	農業水産振興課

動物用医薬品の取締り

動物用医薬品販売業の許認可及び指導・検査等を実施します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
動物用医薬品検査数	9 件	9 件	6 件	畜産課

病性の鑑定

家畜の疾病診断及び畜産物の検査を行います。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
家畜疾病診断及び畜産物検査数	2,400 検体	1,643 検体	2,074 検体	畜産課

薬剤耐性菌への対策

動物用医薬品の危機管理対策として、薬剤耐性菌の検査を実施します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
薬剤耐性菌検査	4 株 11 薬剤	1 株 11 薬剤	1株 11 薬剤	畜産課

養鶏の安全性確保

鶏卵肉の品質の検査を行います。また鶏の衛生検査や動物由来感染症のモニタリング調査等を実施します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
鶏卵肉の品質検査 (鶏卵肉、鶏糞、環境材料)	60 検体	243 検体	60検体	畜産課

死亡牛に対する全頭検査

死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛（全年齢）に対して BSE 検査を実施します。（R 5 までは 9 6 ヶ月齢以上対象）

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
BSE 検査頭数	10 頭	5 頭	8 頭	畜産課

特用林産物生産者等への技術講習会

特用林産物生産者や一般県民を対象とした技術講習会などの開催をしています。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
きのこ栽培研修会	1 回	1 回	1 回	県産材利用推進課
生産者向け技術指導 （森林技術センター）	随時	25 件	随時	

2 製造、加工、調理段階における監視・指導の強化

【基本方針】

食品の製造、加工、調理段階については、食品衛生法に基づく監視・指導を充実させ、併せて、食中毒原因菌等微生物汚染、異物混入、指定外添加物の混入等の事故を未然に防止するため、HACCPに沿った衛生管理が実施されるよう食品等事業者の監視・指導を実施します。

HACCP : Hazard Analysis and Critical Control Point

宇宙食の安全性確保の方法が応用されたもので、食品製造において食品安全上問題が発生する要因を分析し、最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保します。

給食衛生管理について講習会の開催

学校給食衛生管理の基準に基づいて、衛生管理の徹底を図るため、栄養教諭・学校栄養職員、調理従事者及び管理職対象に講習会を開催します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
学校給食の衛生管理の講習会	4回	4回	4回	体育健康課

食品製造・加工に対する監視指導

製造・加工営業施設については、規格基準に適合する食品等を製造・加工するため衛生上講ずるべき措置について、法的基準の遵守を監視指導し、食品等の安全性確保を図ります。加えて、ガイドラインやHACCPの普及啓発により、食品等の安全性の確保を図り、安心できる食品が消費者に提供されるよう推進していきます。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
ならハサップ施設に対する監視回数	33回	36回	適宜	薬務・衛生課

3 流通段階における監視・指導の強化

【基本方針】

県内に流通する食品の安全性確保のため、生産及び加工・製造施設並びに卸売り・量販店に対し、食品衛生監視指導計画等を策定し、効率的な監視・指導を実施し、食品表示関連法に基づく表示及び食品保管状況の適正化を図ります。

また、食品の仕入元・販売先の名称等の記録の作成・保存を指導します。

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

食品の流通施設に対しては、食品表示及び食品保管状況の適正化等が行われ、また記録の作成・保存等がされるよう、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施します。

○食品表示内容の検査機関による確認

○中央卸売市場における施設・食品流通の監視指導

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
食品衛生監視指導計画に基づく監視回数	8,280 回	3,096 回	6,716 回	薬務・衛生課
食品検査 (遺伝子組換え食品)	4 検体	2 検体	4 検体	
食品検査(食品添加物等)	496 検体	461 検体	483 検体	
ふきとり検査	240 検体	250 検体	240 検体	

薬事監視指導・未承認医薬品の危害防止

食品の広告の中で医薬品的な効能効果を標榜するものに対して監視指導を行います。

また、苦情等に対し迅速効率的に対応するため、インターネットを利用した広告監視を行います。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
監視施設数	50 施設	140 施設	50 施設	薬務・衛生課

4 試験検査体制の充実

【基本方針】

科学的な監視・指導の実施及び食品に起因する健康被害の予防並びに事故発生時に即応するため、人材の養成・資質の向上、並びに検査機器の整備に併せ、検査の信頼性確保のための体制を充実します。

検査機器の整備と精度管理

検査内容の多様化に対応できる検査体制（機器整備及び高度な検査技術）を確保し、検査を効果的に実施できるようにします。また外部機関検査による精度管理を行います。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
外部精度管理	2 検査機関 7 項目	2 検査機関 7 項目	2 検査機関 7 項目	薬務・衛生課
	1 検査機関 6 項目	1 検査機関 7 項目	1 検査機関 7 項目	畜産課

5 食品の安全に係る調査の実施

【基本方針】

食品の残留農薬及び有害微生物等の実態について、調査及び情報収集を実施するとともに、食品に係る環境汚染物質についても調査及び情報収集に努めます。また、県産食品については、農薬及び動物用医薬品の使用実態を調査します。

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導

有害な食品、規格基準等に適合しない食品の排除を目的とし、食品衛生法に基づき各種検査を実施します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
農薬モニタリング検査	103 検体	96 検体	103 検体	薬務・衛生課
遺伝子組換え等の表示	4 検体	2 検体	4 検体	
食品添加物等検査	560 検体	461 検体	483 検体	
食中毒原因検査	随時	35 検体	随時	

食肉・食鳥肉の衛生検査

と畜検査（牛・馬・豚・めん羊・山羊）及びTSEスクリーニング検査（BSE検査含む）を実施します。

※TSE：Transmissible spongiform encephalopathy
（伝達性海綿状脳症）

これには「BSE（牛海綿状脳症）」も含まれます。



取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
食肉衛生検査事業 ・と畜検査(牛・馬・豚・めん羊・山羊) ・TSEスクリーニング検査 (BSE検査含む)	法定検査の実施*	11,155 頭 7 頭	法定検査の実施	薬務・衛生課

*：BSEスクリーニング検査については、平成29年4月1日より、健康牛における検査が廃止となり、24ヶ月齢以上の牛のうち生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについてのみ引き続き検査を実施することになりました。

未承認医薬品による危害の防止

健康食品の買上調査を実施し、有害成分（医薬品成分等）検査などを実施し、健康被害の発生や拡大を防止します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
健康食品の買上調査	5 検体	3 検体	5 検体	薬務・衛生課

環境汚染の防止対策

河川、地下水や大気中の有害物質について調査し、農産物が生育する環境の汚染を監視します。

取組目標		R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
河川等の水質調査 (健康項目、生活環境項目、要監視項目等)		90地点 延べ87項目 1～12回/年	90地点 延べ87項目 1～12回/年	90地点 延べ87項目 1～12回/年	水・大気 環境課
地下水の水質調査 (健康項目、要監視項目等)		29地点 延べ52項目 1回/年	29地点 延べ52項目 1回/年	30地点 延べ52項目 1回/年	
大気環境 の調査	VOC	3地点	3地点	3地点	
	金属類、 アルデヒド類等	金属類 3 地点 アルデヒド類 2地点	金属類 3 地点 アルデヒド類 2地点	金属類 3 地点 アルデヒド類等 2 地点	
		延べ21項目 12回/年	延べ 21 項目 12回/年	延べ 22 項目 12回/年	
ダイオキシン類の 調査	大気	6地点 2回/年	6地点 2回/年	6地点 2回/年	
	土壌	5地点 1回/年	5地点 1回/年	8地点 1回/年	
	水質	5地点 1回/年	5地点 1回/年	4地点 1回/年	
	底質	5地点 1回/年	5地点 1回/年	4地点 1回/年	
	地下水	5地点 1回/年	5地点 1回/年	5地点 1回/年	

学校給食用食品の点検

年 1 回各市町村及び県立学校において食品の点検を行います。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
点検食品数	300 品目	459 品目	300 品目	体育健康課

6 自主管理体制の推進及び支援

【基本方針】

食品等事業者が、安全確保のため総合衛生管理過程（HACCP）の手法を取り入れた自主管理体制を確立できるよう技術的支援及び助言を行います。

学校給食に関する指導助言

学校給食衛生管理基準に基づく学校給食施設等の自主点検及び定期・日常点検を実施するよう指導します。

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
定期・日常点検実施率	100%	100%	100%	体育健康課

食品衛生巡回指導

食品衛生協会の食品衛生指導員が食品営業者を巡回して訪問し、自主衛生管理など食品衛生について指導を行います。

取組目標	R65 計画	R6 実績	R7 目標	備考
食品衛生指導員による 巡回指導回数	6,000 施設	16,209 施設	6,000 施設	薬務・衛生課

7 食品の安全に係る関係機関との連携強化

【基本方針】

1 部局間の情報の共有化

関係部局・機関は、食品の安全に係る情報の共有化を図り、環境汚染の影響等を含め、総合的に食品の安全確保を図ります。

2 関係自治体との連携強化

食品の安全・安心確保に関する情報については、関係自治体と相互に連携し、効果的な普及啓発事業の指針や監視・指導の強化に努めます。

3 国への要望等

食品の安全・安心の確保に重要な役割を持つ国には、食品の安全・安心確保対策の強化を働きかけます。

厚生労働省・消費者庁・他自治体との連携

食品が全国に流通し、都道府県をまたいだ広域的な事件が発生する中で、厚生労働省・消費者庁や他自治体との連携は重要であり、連携を進めていきます。

- 全国食品衛生主管課長連絡協議会
- 近畿地域食の安全・安心行政推進連絡会議
- 奈良県食品安全・安心推進本部（奈良市及び庁内）
- 奈良県食品表示連絡協議会
- 近畿広域連携協議会
- その時期の課題に関する政府要望



第3節 新たな食品安全行政に対応するための体制等の充実

1 奈良県食品安全・安心推進本部等の設置

【基本方針】

なら食の安全・安心確保の推進基本方針は、県民の健康の保護を最優先にした新しい食品安全行政に対応するための指針です。

この指針に従いより的確に県民の「安心」と「信頼」を確保するための施策づくり及び推進管理を行う機関として奈良県食品安全・安心推進本部を設置し、また、消費者・生産者・製造加工業者・流通販売業者等の施策づくりへの参画が今まで以上に重要であることから関係者からなる奈良県食品安全・安心懇話会を設置しています。

生産・流通・販売者及び消費者、行政の意見交換

農産物の採取から加工、流通、販売の各段階における事業者、及び消費者を代表し委員を招き、食の安全・安心に関する意見交換を行います。

主な意見交換の例：

広域食中毒事件等に対する県の対応、奈良県HACCP自主衛生管理認証制度について

取組目標	R6 計画	R6 実績	R7 目標	備考
奈良県食品安全・安心懇話会の開催数	2回	2回	2回	薬務・衛生課

2 行政対応窓口の一元化

【基本方針】

生産から消費までのすべての過程において展開する各種施策の方向性を定め、総合的に対応するため、関係部局間の連携に重点をおいた総合的な窓口を整備します。

食品表示関係法取扱部署の一元化

食品の表示制度については、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）など、複数の法律により規定されており、その利便性や制度間の整合的運用の問題が指摘されていました。

平成 27 年 4 月 1 日より食品表示法が施行され、相談窓口の一元化（ワン・ストップ・サービス）のもと、消費者や事業者に的確で分かりやすい相談を供し、また食品の安全行政に係る総合的な推進を目指し、体制整備を行っています。

3 危機管理体制の充実

【基本方針】

食品の生産から消費にかかわる関係者を原因として発生する危害の拡大防止及び健康被害等に対し、迅速かつ適切に対応するための危機管理体制の整備・充実を図ります。

危機管理にむけた体制の整備・充実（1）

危機発生時に、関係機関と速やかに連携し行動できるよう、連携体制や基準、マニュアルを準備し、継続的に見直しを行います。

方針、要領等	内容	備考
食中毒対策要領、食中毒処理マニュアル	県関係機関及び国との連携を図り、迅速な情報収集、患者・原因施設調査、検体検査及び措置等を行い、被害拡大を阻止します。また平時から食中毒の発生防止に努めます。	薬務・衛生課

危機管理にむけた体制の整備・充実（２）

方針、要領等	内容	備考
奈良県感染症予防計画	健康危機管理の観点から、感染症情報の収集、分析及び提供並びに患者に対する良質かつ適切な医療の提供を推進します。 また、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努めます。	疾病対策課
未承認医薬品等による健康被害等拡大防止要領	未承認医薬品やいわゆる健康食品を原因とする健康被害に迅速に対応します。	薬務・衛生課
奈良県特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱	県関係課並びに市町村・関係機関との連携を図り、発生時には迅速な防疫措置を行い、まん延を阻止します。 発生時には、全庁的に迅速な防疫措置に取り組み、まん延防止を図ります。	畜産課